

事 務 連 絡  
平成 29 年 7 月 4 日

関係機関の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課  
課長補佐（動力・設備担当）

エスカレーター側面からの転落防止対策について

エスカレーター側面からの転落防止対策については、平成 29 年 6 月 27 日の社会資本整備審議会からの答申「エスカレーターの転落防止対策について」において、具体的な対策は、各建築物の特性を踏まえ、建築物の管理者等が責任を持って行うべきとされ、このような安全性向上の方策を関係者の判断材料となるようガイドラインとして示すことが有意義であるとされました。

これを受けて、国土交通省では、「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」を別添のとおり策定しましたので、活用されるようお願いいたします。

また、貴会員に対し、この旨周知方お願いいたします。

# 「エスカレーターの転落防止対策に関するガイドライン」の概要

(本文の掲載先：[http://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_000668.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000668.html))

## 1. エスカレーターの転落防止に関するガイドライン

建築基準法令で定められた対策に付加した一定の措置が設計者、建築物の管理者等により講じられるべきである。このため、設計や管理にあたって、以下の事項について、個別の建築物ごとに実施されることが必要である。

○利用者特性から生じるリスクの検討

○エスカレーターの設置環境から生じるリスクの検討

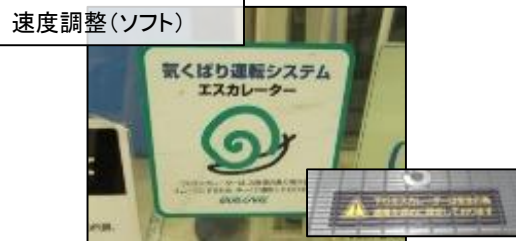
○リスクに対する配慮が必要な場合には、想定されるリスクに対し、建築基準法令で定められた安全対策に付加して、「建築計画による対策」、「物理的なハード対策」、「運用上のソフト対策」を選択し、組み合わせての実施実務上の参考となる具体的な対策の具体的事例等を2以降に示す。

## 2 転落防止対策の具体的事例

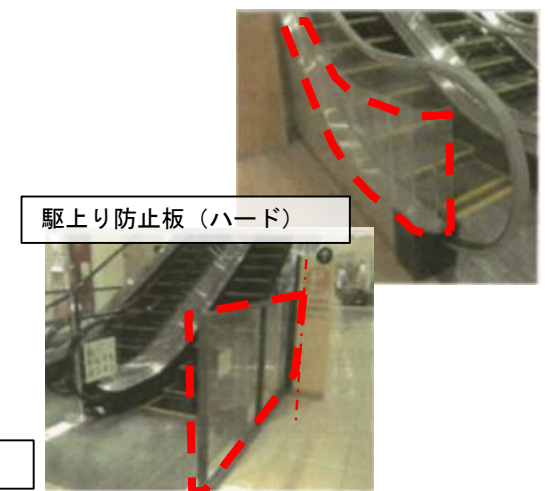
### ① 乗降口付近における対策例



### ② エスカレーター利用中の対策例



### ③ 子どものいたずら防止の対策例



## 3 安全教育等

事故の発生防止のためには、利用者自らが安全な利用法を理解することが効果的。関係者は、利用者に対し、安全利用の呼びかけを行うとともに、様々な団体において、説明会や教育に取り組む必要がある。

<参考例>



安全キャンペーン

製造者が、「利用者説明会」、「管理者説明会」等を実施

「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーン

エレベーター協会、施設事業者が中心となり、安全な利用を呼びかけ

